

61 類 1. 二以上の材料から成る衣類

分類基準

通常、衣類は、身ごろ（スカート又はズボンの身ごろを含む。）、襟及び袖の表側の生地を構成する材料（織物、編物、革等をいう。以下同じ。）によって特性が与えられているものと認められる。したがって、第 43 類注 4 に定める場合を除き、表側の生地が二以上の材料で構成されている衣類（例えば、革と編物とで縫製されているジャケット）は、その表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身ごろ等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料によりその所属を決定する。

61 類 2. ししゅうした製品の解釈

第 61 類の号の細分において、「ししゅうしたもの」とは、第 58.10 項のししゅう布を当該細分の属する号に該当する製品にしたもの及び当該細分の属する号に該当する製品にししゅう（アプリー加工を含む。）を施したものをいう。ただし、次に掲げる製品は「ししゅうしたもの」には含まない。

- (1) ワンポイントししゅうを施した製品にあっては、当該ししゅうの部分が直径 4 センチメートルの円の範囲内に収まるもの
- (2) 製品の縁にその補強、縁かがり又は装飾の目的で糸ししゅうを施し、当該糸ししゅうの部分が主として基布の外側にあるもの（例えば、picot 縫いにより下着類に縁飾りをしたもの）
- (3) 製品の縁にししゅう布以外のトリミングを縫い付けたもので、当該トリミングが主として基布の外側にあるもの
- (4) 製品に糸を使用して一定間隔の平行な直線、曲線又は格子模様を形成したもの（キルティング及びギャザリング（ひだ付け加工）をした製品についても同じ。）
- (5) アプリー加工をした製品のうち、
 - イ 基布の補強を目的としてアプリーを縫い付けたと認められるもの（例えば、ひじ当て又はひざ当てとしてアプリーを縫い付けたもの）
 - ロ 飾りベルト、飾りポケット、飾りボタンその他これらに類する物品を縫い付けたもの
 - ハ 基布と同種の布地で作ったボウ、フリル等を縫い付けたもの
 - ニ 縫い付け以外の方法（例えば、接着その他これに類する方法）により基布にアプリーしたもの（ししゅうによりデザインが形成されている物品を縫い付け以外の方法によりアプリーしたものを除く。）

61.05 項 1. Polyester tricot dress shirts

本品は、Yシャツをベースパターンとして襟の部分は半開きで襟部のボタンが省略され、タイを結べるように仕立て、袖は短くカットしてとじ込み、すその部分も腹部でカットされた通称ホンコンシャツと呼ばれるものである。

なお、生地はポリエステル糸をトリコットハーフに編んだもので、表目はプレーン、裏目は2本飛びのコード編みとしたシャルムーズといわれるものである。

本品は、形態からみてYシャツの変形にほかならず、通常はタイを結び、ジャケット等を着用して外出することを前提として仕立てられたシャツである。

したがって、本品は、第6105.20号-2に属する。

61.05 項、61.06 項又は 62.06 項 1. 男子用及び女子用のシャツ等の解釈について

(1) オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツについて

関税率表番号第 6105.10 号-1、第 6105.20 号-1 及び第 6105.90 号-1 に規定する「オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ」とは下記のものをいう。

イ オープンシャツ（開襟シャツ）

オープンカラーの付いた前あきのシャツ

ロ ポロシャツ

台なしのカラーを有し、半開きの頭からかぶって着用するシャツ

ハ その他これらに類するシャツ

(イ) ゴルフ用、テニス用等のスポーツシャツ

(ロ) 通常、制服として仕上げられたシャツ

(ハ) 通常、シャツの上にオーバーコート、ジャケット、ブレザー等の衣類を着用することなしで、そのまま着用できるシャツ（例えば、アロハシャツ、ビーチシャツ、オーバーシャツ、レジャーシャツ等）

(2) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツについて

関税率表番号第 6106.10 号-1、第 6106.20 号-1、及び第 6106.90 号-1 に規定する「ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ」とは下記のものをいう。

イ ブラウス（アンダーブラウス、オーバーブラウス）

肩から胴まわり又は腰まわりまでをおおう女子用のゆったりとした上半身用の衣類

ロ シャツブラウス（シャツウエストブラウス）

カラー、前立、袖の付いた前あきのワイシャツ風の上半身用の衣類（長袖の場合には、カフスを有しているものに限る。）

ハ オープンシャツ（開襟シャツ）

オープンカラーの付いた前あきのシャツ

ニ ポロシャツ

台なしのカラーを有し、半開きの頭からかぶって着用するシャツ

ホ その他これらに類するシャツ

(イ) ゴルフ用、テニス用等のスポーツシャツ

(ロ) 通常、制服として仕上げられたシャツ

(ハ) 通常、シャツの上にオーバーコート、ジャケット、ブレザー等の衣類を着用することなしで、そのまま着用できるシャツ（例えば、アロハシャツ、ビーチシャツ、オーバーシャツ、レジャーシャツ等）

(3) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツについて

関税率表番号第 6206.10 号-2-(1)、第 6206.20 号-2-(1)、第 6206.30 号-2-(1)、第 6206.40 号-2-(1) 及び 6206.90 号-2-(1) に規定する「ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ」とは下記のをいう。

イ ブラウス（アンダーブラウス、オーバーブラウス）

肩から胴まわり又は腰まわりまでをおおう女子用のゆったりとした上半身用の衣類

ロ シャツブラウス（シャツウエストブラウス）

カラー、前立、袖の付いた前あきのワイシャツ風の上半身用の衣類（長袖の場合には、カフスを有しているものに限る。）

ハ オープンシャツ（開襟シャツ）

オープンカラーの付いた前あきのシャツ

ニ その他これらに類するシャツ

(イ) ゴルフ用、テニス用等のスポーツシャツ

(ロ) 通常、制服として仕上げられたシャツ

(ハ) 通常、シャツの上にオーバーコート、ジャケット、ブレザー等の衣類を着用することなしで、そのまま着用できるシャツ（例えば、アロハシャツ、ビーチシャツ、オーバーシャツ、レジャーシャツ等）

6107. 21～6107. 29、6108. 31～6108. 39、6207. 21～6207. 29 又は 6208. 21～6208. 29

1. スポーツウェアタイプのパジャマの分類について

1. 織りラベル、下げふだ又は小売容器のいずれかに「Pajama」、「パジャマ」、「Nightwear」又は「ナイトウェア」の表示があるものは、関税率表番号第 6107. 21 号から第 6107. 29 号まで、第 6108. 31 号から第 6108. 39 号まで、第 6207. 21 号から第 6207. 29 号まで又は第 6208. 21 号から第 6208. 29 号まで（パジャマ）に分類して差し支えない。ただし、次に掲げる（1）、（2）及び（3）の条件のいずれかに該当するもの又は材質、形状等を総合的に判断して「パジャマ」に分類することが不相当であると認められるものを除く。

（1）上半身用衣類及び下半身用衣類が同一の小売容器に収められていないもの

（2）織りラベル、下げふだ又は小売容器にパジャマ以外の用途を示す表示があるもの
（パジャマ以外の用途を示す表示例）

イ くつろぎのプライベートタイム

ロ 楽しいリゾートタイム

ハ ちょっと楽しいお出かけタイム

（3）イ 上半身用衣類

（イ）袖口又はすそに締めひもを有するもの

（ロ）ファスナー（プラスチック製であって、かつ、チェーン幅が4ミリメートル以下のものを除く。）又は金属ボタン等（直径20ミリメートル以上のもの又は厚さ（スナップ等にあっては、1組の厚さ）が5ミリメートル以上のもの）を有するもの

（ハ）ひじ当てを有するもの

ロ 下半身用衣類

（イ）すそ又はポケットにファスナーを有するもの

（ロ）すそに締めひもを有するもの

（ハ）フットストラップを有するもの

（ニ）ひざ当てを有するもの

2. 下げふだ等に「パジャマ」等の表示がなくても、上記1－（1）、（2）及び（3）の条件のいずれにも該当せず、材質、形状等を総合的に判断して就寝時に着用する衣類と認められるものについては、「パジャマ」に分類することとなるので留意されたい。

6107.21～6107.29、6108.31～6108.39、6207.21～6207.29 又は 6208.21～6208.29

2. 小売用の3点セットにしたパジャマの分類について

生地組織及び素材が同一であり、互いに適合するサイズの上半身用の衣類及び下半身用の衣類から成る小売用の3点セットにしたパジャマは、関税率表番号第6107.21号～第6107.29号、第6108.31号～第6108.39号、第6207.21号～第6207.29号又は第6208.21号～第6208.29号の各号に一括分類して差し支えない。

ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合を除く。

- (1) 上半身用の構成部分が2点あり、そのうちの1点がジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(トレーナーを除く。)である場合には、この1点は上記各号のパジャマの構成部分としない。
- (2) 上半身用の構成部分又は下半身用の構成部分に同一又は同一種類のもの(例えば、同一のトレーナーで色が異なるもの又は形の多少異なる長ズボン)が2点ある場合には、このうちの1点を上記各号のパジャマの構成部分としない。

なお、「スポーツウェアタイプのパジャマの分類について」により、上記各号のパジャマの構成部分と認められないものはそれぞれ該当する号に分類するので留意されたい。

61.10 項 1. トレーナーの分類基準について

輸入統計品目表 6110.20-030 及び 6110.30-030 においてトレーナーとは、第 11 部注及び第 61 類注並びに各項の規定に従うほか、次の（1）又は（2）のいずれかの条件を満たすものをいう。

（1）トラックスーツの上衣及びこれに類する衣類（スライドファスナー又はスナップボタンにより前面が開くようなデザインを有するものに限り、少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類を含まない。）

（2）プルオーバー状の衣類（スライドファスナー等により一部前開きのものを含み、フード又は襟付きであるかないかを問わない。）であって、イからハまでの条件をすべて満たすもの。

イ 次のいずれかの条件を満たすもの

（イ）裏パイル又は裏起毛を有するもの

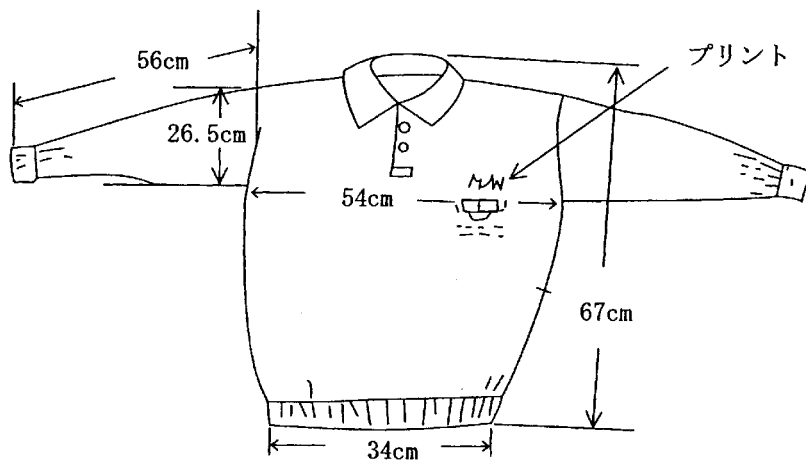
（ロ）編地の裏と表が異なる番手の糸を使用しているもの又は編地の表と裏の単位当たりの編目の数が異なるもの（少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が、編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣服を含まない。）

ロ 袖（形状を問わない。）を有するもの

ハ 袖口が絞ってあるもの

61.10 項 2. プルオーバー等（第 61 類）に係る分類事例

事例 1. Men's Sweat Shirt Polo Neck, long sleeve 100% cotton
6110.20-2（輸入統計細分 029）



〔内容〕 イ. 両面編み（平編み）

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

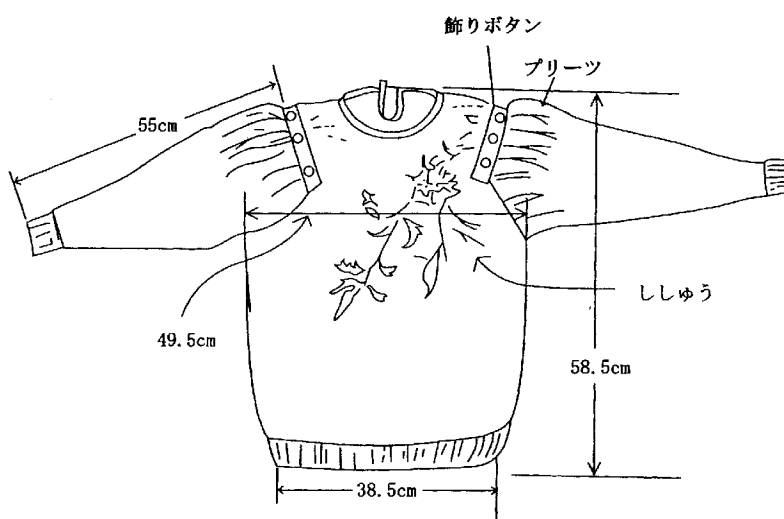
ニ. 編目数（目／センチメートル）

表面 +横方向 6 +縦方向 8

裏面 +横方向 12 +縦方向 15

ポイント：本品は、ウエストバンドの存在、編目等から第 61.10 項に分類する。

事例 2. Ladies' T-shirts round neck, long sleeve, containing embroidery
6110.30-1 (輸入統計細分 012)



[内容] イ. 両面編み (平編み)

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

ニ. 編目数 (目/センチメートル)

表面 +横方向 10 +縦方向 9

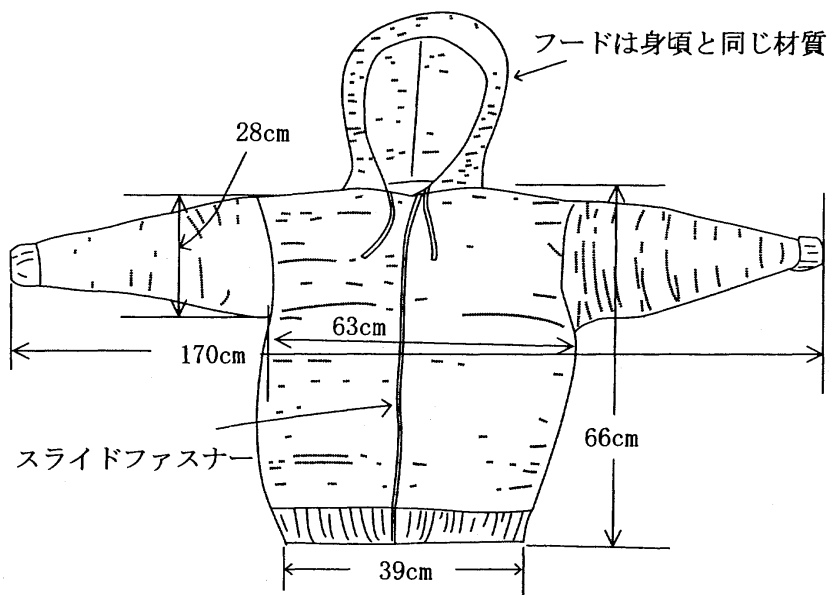
裏面 +横方向 10 +縦方向 9

ホ. 胸部前面にししゅうを有する。

ポイント：本品は、ウエストバンドの存在、編目等から第 61.10 項に分類する。

事例3. フード付トレーナー又はヨットパーカーと称するもの

6110.20-1 (輸入統計細分030)



[内容] イ. 裏パイルを有する。

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

ニ. 編目数 (目/センチメートル)

+横方向 11 +縦方向 12

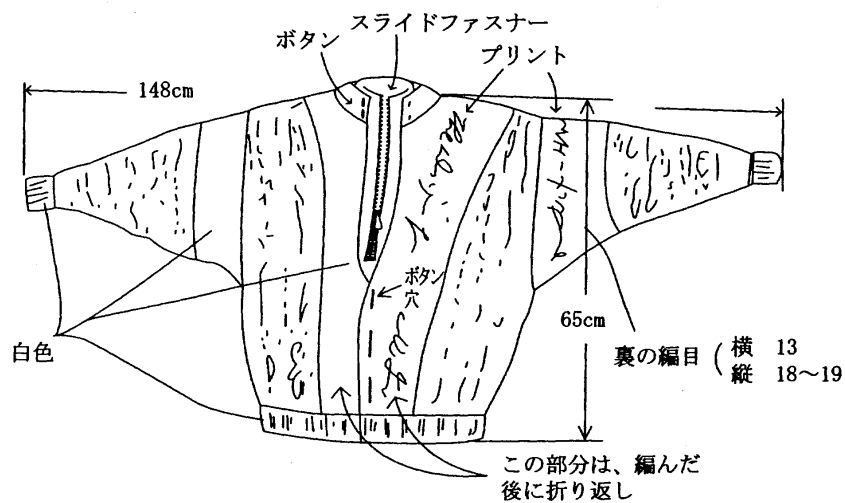
ホ. ネックラインにフードを締める紐がついている。

ヘ. 前面をスライドファスナーで開閉する。

ポイント: 品名の如何を問わず、裏地等がないところから、「外気に対する身体の保護」にはならない。ウエストバンドの存在等から61.10項に分類される。

事例4. Men's circular knitted pullovers

6110.20-2 (輸入統計細分 029)



〔内容〕イ. 両面編み (平編み)

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

ニ. 編目数 (目/センチメートル)

表面	1.	+横方向	7	+縦方向	6
	2.	+横方向	13	+縦方向	10
裏面		+横方向	13	+縦方向	10

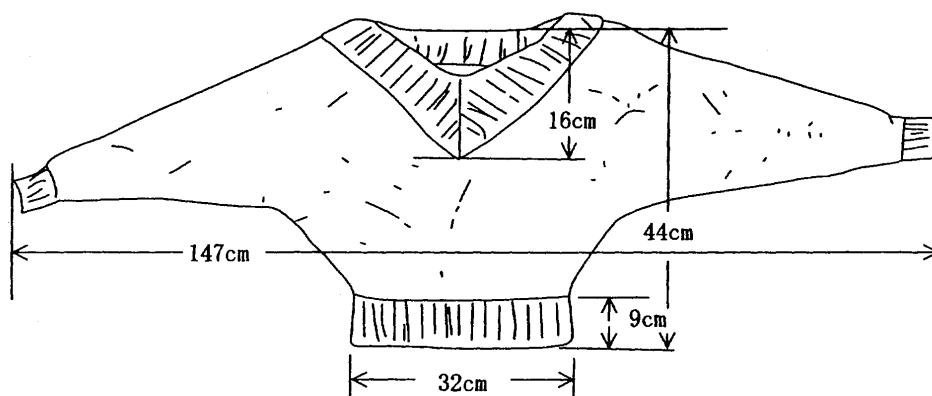
(注) 2. の面積は1. のそれよりも大である。

ホ. ネックラインはスライドファスナーで一部開閉し、更にその上にボタンで開閉する構造である。

ポイント：本品は、裏地等がないところから、「外気に対する身体の保護」にはならない。ウエストバンドの存在等から 61.10 項に分類される。なお、本品の編目の決定に際しては、「61 類又は 62 類 1. 二以上の材料から成る衣類」による。

事例5. Ladies' Trainer

6110.20-1 (輸入統計細分030)



- [内容] イ. 裏パイルを有する。
ロ. 袖口はゴム編み
ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。
ニ. 編目数 (目/センチメートル)
+横方向 10 +縦方向 11
ホ. 袖はドルマンスリーブ
ヘ. 丈が短い。
ト. 広く、浅いVネック

ポイント：本品は、ウエストバンドの存在等から 61.10 項に分類する。

61.11 項又は 62.09 項 1. 乳児用の衣類及び衣類附属品の分類について

関税率表番号第 61.11 項及び第 62.09 項の「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、同表第 61 類注 5 (a) 及び第 62 類注 4 (a) により「身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。」と規定されているが、現品又はインボイス等により判別が困難な場合には、2 才半 (30 ヶ月) 未満の乳幼児用の衣類及び衣類附属品とみなして差し支えない。

61.16 項又は 62.16 項 1. ゴルフ用手袋の分類について

- (1) 紡織用繊維の織物類 (不織布を含む。) を用いて製造したゴルフ用手袋及び当該織物類を基布として、その片面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆した織物類を用いて製造したゴルフ用手袋は、第 61.16 項又は第 62.16 項に分類される。

(注)

不織布は、その製造方法の特徴から生地両面に組織 (織組織、編組織) が見えないことから、織物類の両面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したように見えるので注意を要する。

(不織布の場合、ルーペにより表面をよく観察すると、紡織用繊維が認められることからプラスチックを塗布し又は被覆したものと識別することができる。)

- (2) 紡織用繊維の織物類を基布として、その片面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもので、プラスチックが織物類の反対側の表面に染み通っただけのものは、織物類の両面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものと認められず、それらの織物類を用いて製造したゴルフ用手袋は、第 61.16 項又は第 62.16 項に分類される。

- (3) 織物類の製造工程において、基布 (主としてニット) の両面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したあと、プラスチックを研磨、除去したもので、結果的にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したことが肉眼により判別できない織物類で製造したゴルフ用手袋は、第 61.16 項又は第 62.16 項に分類される。

(注)

この場合、織物類の基布の両面のプラスチックを研磨、除去する工程において、当該織物類の表面はフェルト化し、織組織又は編組織が見えなくなることから、不織布との判別が困難なものがあるので注意を要する。

(特に基布の切断面を中心にルーペにより全体をよく観察するとともに、ニット製品の特徴である縦横への伸長の度合いをみることにより不織布と識別することができる。)